国総入企第36号 財計第922号 平成20年3月31日

各省各庁の長 殿

国土交通大臣

財務大臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、同法の厳正な運用について要請してきたところです。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。)や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、各発注者は公共工事の入札及び契約のより一層の適正化が求められているところです。

これまでの各発注者の取り組みにより、全体としてはその改善が見られるものの、 今般の公共工事の各発注者による入札契約適正化法及び「公共工事の入札及び契約の 適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」 という。)の措置状況調査の結果(別添参照)によると、同法の義務付け事項のうち 一部の発注者においては、未措置事項があるとともに、指針における努力義務事項に ついても、その実施が不十分な事項が見受けられます。

平成19年9月21日の中央建設業審議会総会の提言においても、各発注者において、「入札契約制度の改革が進められてきているが、一般競争方式の拡大により、公共調達に関する課題の全てが解決するものでは」なく、「価格だけでなく、企業の技術力、施工実績等価格以外の要素も適切に評価する総合評価方式の導入を進めるとと

もに、工事の態様、規模、発注者の体制等に応じて、適切な調達手続を活用する必要がある」とされています。入札契約制度改革の究極の目的である、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、この提言の趣旨も踏まえ、一般競争入札の拡大と併せた総合評価方式の導入・拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入・拡大、ダンピング受注の防止等の取組を進めることが求められています。

このため、上記調査結果等を踏まえ、各発注者におかれては、入札契約適正化法における義務付け事項であって未実施のものについては、可及的速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各発注者に対し特に必要があると認められる以下の措置を講ずるよう要請します。

なお、特殊法人等を所管する大臣におかれては、所管の特殊法人等に対しても、入 札及び契約のより一層の適正化が進むよう、本要請の徹底をお願いします。

1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続の透明性・客観性、競争性を向上させる必要があり、また、会計法令上一般競争入札が原則とされていることから、下記4.の条件整備を図りつつ、全ての発注者において速やかに一般競争入札の適用範囲の拡大を図るものとすること。

2. 総合評価方式の導入・拡充

公共工事品質確保法では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされている。価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められていることから、全ての発注者においてその導入・拡充に努め、対象工事の考え方や年度ごとの実施目標値を設定して着実にその拡大を努めること。その際、十分な体制の整わない発注者は、技術提案の評価等について、外部機関の活用等も検討されたい。

なお、総合評価の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、インターネットの活用等を通じて総合評価の結果の公表を徹底するほか、工事の特性、規模等に応じて採用した総合評価の方式に合わせて、評価方法、落札者決定等について効率よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講じること。

3. ダンピング受注の防止の徹底等

いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあること、また、施工監督の強化等行政コストの増大を招くおそれがあることから、以下の対策を実施することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。

(1) 低入札価格調査制度の適切な活用

ダンピング受注には上記のような問題があることから、その防止のため低入札 価格調査制度を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。

また、総合評価方式の対象工事については、低入札価格調査制度等を積極的に活用することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。

低入札価格調査制度の運用に当たっては、低入札価格調査制度の調査要領の策定及び公表を推進するとともに、調査の実績を踏まえた調査基準価格の適宜見直し、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準の明確化、調査結果の公表等により、適切かつ厳格な調査の実施と調査結果の有効な活用を図ること。

低入札価格調査基準価格及び契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発達に支障を来たさないよう適切に見直すこと。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事費内訳書の提出の徹底や工事の重点監督の実施、さらには建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るほか、適正な施工への懸念が認められる場合等には、昨今各発注機関において新たに実施されている、過去に施工に問題があった企業に対する配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用、前払金支払割合の引下げ等は、適正な施工の確保や受注企業が工事途中で倒産した場合等の損失の軽減を図るために有効な手段であるとともに、これらを入札公告時にあらかじめ示すことにより、経営状態が悪化している企業の排除が図られ、ひいては工事の確実な履行等を図ることができるものであることから、その導入を積極的に進めること。

(3) 予定価格の適切な設定

予定価格の作成に当たっては、市場の実勢等を踏まえた積算に基づく適正な水準とすることが必要であり、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは

厳に慎むこと。

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の条件整備等

上記の一般競争入札及び総合評価方式の拡充を進めるに当たっては、不良・不適格業者の参入、経営力に比べた過度な入札参加の増大等の課題や総合評価方式の拡充によって技術提案を審査する発注者の負担の増大に対して適切に対応していくことが非常に重要になることから、例えば、以下のような所要の条件整備を適切に講ずること。

(1) 適切な競争参加資格の設定について

一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充を進めるに当たっては、適切な競争参加条件(過去の工事実績及び成績、地域要件等)の設定等、必要な条件整備を適切に講じること。ただし、競争参加条件の設定に当たっては、競争性を十分に確保するように留意するとともに、その適正な運用を図ること。

(2) 市場機能を活用した入札ボンドの導入について

一般競争入札の導入により、資金力・施工力に劣る不良・不適格業者の競争参加が懸念されるが、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備する入札ボンドの導入を進めること。

5. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

- (1) 公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合等の不正行為に関与することはあってはならないことであり、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年法律第101号)の趣旨も踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより不正行為の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。
- (2) このような観点から、それぞれの職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うとともに、 入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない発注者においては、早急に設置するなど、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。
- (3) また、入札契約適正化法第10条に基づく公正取引委員会への通知義務を適切に実施するため、談合情報を得た場合の取扱要領(談合情報対応マニュアル)の 策定及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部での連絡・報

告体制を整備し、不正行為の排除の徹底に努めること。

(4) 併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

6. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

(1) 指名停止措置

指名停止措置については、入札及び契約に係る不正行為の排除を図る観点から 適切に運用されるべきものであり、その恣意性を排除し客観的な実施を担保する ため、指名停止基準に基づく適切な運用に努めること。

(2) 談合に係る損害賠償請求等

談合の再発防止を図る観点から、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により、 その賠償請求に努めること。

なお、違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額等を定めること。

- 7. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保
 - (1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進

競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の基準の公表は、入札手続きにおける透明性及び公平性を確保するための基本的な事項であることから、公表の遅れている発注者においてはできる限り速やかに公表すること。

なお、入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性 の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

(2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進

入札監視委員会等第三者機関については、各省各庁、特殊法人等の一部において未だ未設置が見られるため、第三者機関等の活用を通じた入札契約の透明性の向上を早急に実施されたい。なお、第三者機関を単独で設置・運営することが困難な発注者については、複数の発注者による第三者機関の共同設置等により、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に積極的に取り組むこと。

(3) 苦情等への適切な対応の推進

入札及び契約に係る透明性を確保し、かつ公正な競争を促進するため、非指名 理由の公表を推進するとともに、入札及び契約の過程に係る苦情に対する処理方 策の策定及び公表、入札監視委員会等第三者機関の活用など、手続の透明性を一 層高め、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。 なお、平成18年に改正された指針においては、建設業者に対する指名停止措 置(一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。) についても新たに苦情処理の対象としていることに留意すること。

8. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

入札時における工事費内訳書の提出は、談合等の不正行為やダンピングの防止に 特に有効であるため、各発注者はこれを早急に実施し、不正行為防止に努めること。 なお、発注に係る業務執行体制等の理由により工事費内訳書の十分な活用が図ら れていない場合には、他の発注者の具体的な活用方法を参考にしつつ、工事費内訳 書の有効な活用を図ること。

9. 適正な施工の確保

(1) 施工体制台帳の活用の推進

入札契約適正化法第13条において受注者に提出が義務付けられている施工体制台帳を積極的に活用し、適正な施工体制の確保を図ることにより、公共工事の品質確保に努めること。

また、施工体系図については、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるよう適切な掲示を行うとともに、開示請求等に対する施工体制台帳の適切な開示に努めること。

(2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進 公共工事の適正な施工を確保するとともに、施工能力の乏しい不良・不適格業 者の排除の徹底を図るため、工事の監督・検査の強化を図ることとし、施工体制 把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

なお、当該要領を策定していない発注者については、既に策定・公表している他の発注者の要領を参考にしつつ、早急に策定に取り組むとともに、技術者の不足等業務執行体制の整わない場合には、監督・検査の外部機関への活用等も含め、工事の監督・検査の充実に努めること。

(3) 発注者支援データベースの活用の推進

不良・不適格業者の排除を図るとともに、適正な施工の確保のため、発注者支援データベースを積極的に活用して、入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認すること。

(4) 発注者・設計者・施工者の連携の促進

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者・設計者・施工者が工事の施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有することが重要である。このため、現場の問題発生に対する迅速な対応(例えば「ワンデーレスポンス」。)、これらの関係者間の協議の実施(例えば「三者協議」。)を含む所要の取組を推進するよう努めること。

(5) 不良不適格業者の排除について

不良不適格業者の排除のため、資格審査、施工体制確認、工事成績評定の強化 を図り、工事成績評定の要領の策定、工事成績評定や資格審査のための業務執行 体制の充実にも努めること。

建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図ること。

建設業からの暴力団排除を図るため、暴力団員等による不当介入に対する警察 及び発注者への通報報告の徹底等の取組を一層推進すること。

10.電子入札の導入等の推進

電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待されるものである。また、入札及び契約のICT化により、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、入札公告、入札説明書等の情報を入手できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待されることから、可能な限り速やかにその導入に努めること。